

[事案 30-12] 保険料払込免除請求

・令和元年 5 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

保険料払込免除の該当日は保険会社が適用した日より前であるとして、保険料払込免除の起算日の前倒しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

手術に伴って約款所定の要介護状態となり、この状態が 180 日間継続し、かつ、回復の見込みがなかったのであるから、平成 16 年 2 月に契約した保険に付加した保険料払込免除特約にもとづく保険料払込免除に該当した日は、手術から 180 日経過後である。これは保険会社が認定・適用した保険料払込免除の起算日より前のことであるので、この間の既払込保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

手術日に約款所定の要介護状態となった旨の診断書が提出されたものの、同日から 180 日後まで要介護状態が継続していたことは確認できないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の状態が保険料払込免除に該当した日が手術日から 180 日後であるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。